



大 第 1 3 3 号

平成29年5月12日

一般社団法人 千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長



「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係る
リスクコミュニケーションガイドライン」について

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力いただきお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり環境省水・大気環境局大気環境課長から通知がありました。

本通知により、建築物等の解体等工事の発注者等に求められる石綿飛散防止対策についての基本的な考え方や手順がガイドラインとして示されたところです。

つきましては、本ガイドラインを貴団体会員あて周知されるとともに、活用していただくようお願いいたします。

なお、お手数ですが、本ガイドラインの入手については、下記URLからダウンロードしていただくようお願いいたします。

記

環境省 報道発表資料（平成29年4月28日）

「建築物の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」
の公表について (<http://www.env.go.jp/press/104003.html>)

(担当)

千葉県 環境生活部

大気保全課 大気規制班

TEL : 043-223-3804

FAX : 043-224-0949

E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp

環水大大発第 1704281 号
平成 29 年 4 月 28 日

各

都 道 府 県
大気汚染防止法政令市

 大気環境主管部局長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長
(公印省略)

「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係る
リスクコミュニケーションガイドライン」について (通知)

石綿の飛散による健康影響は、社会的に強い関心が寄せられており、周辺住民の不安を解消し、より安全な解体等工事を進めるために、周辺住民等との間の円滑なリスクコミュニケーションの重要性・必要性が高まっています。

平成 25 年 2 月の中央環境審議会の中間答申においては、周辺住民等への情報開示に関し、住民等への説明会等の実施といった更なる自主的な取り組みについて検討する必要があるとされました。さらに、平成 25 年の大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する参議院附帯決議においても、リスクコミュニケーションの増進に向け、先進的かつモデル的な取り組みを進めることについて、適切な措置を講ずべきとされたところです。

これらを受け、環境省では、建築物等の解体等工事の発注者及び自主施工者に向け、解体等工事における石綿飛散防止対策に関するリスクコミュニケーションの基本的な考え方や手順をとりまとめたガイドラインを別添のとおり作成、公表しました。

つきましては、本ガイドラインについて関係事業者、関係部局及び管下の市町村（都道府県の場合）あて周知されるとともに、事業者等への助言・指導に本ガイドラインを活用いただくようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であること、別紙のとおり関係団体の長あて通知したことを申し添えます。

(問い合わせ先)

環境省水・大気環境局大気環境課
排出基準係

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

FAX : 03-3580-7173

E-mail : kanri-kankyo@env. go. jp

環水大大発第 1704281 号
平成 29 年 4 月 28 日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿
公益社団法人全国解体工事業団体連合会会長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長
(公印省略)

「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係る
リスクコミュニケーションガイドライン」について

石綿の飛散による健康影響は、社会的に強い関心が寄せられており、周辺住民の不安を解消し、より安全な解体等工事を進めるために、周辺住民等との間の円滑なリスクコミュニケーションの重要性・必要性が高まっています。

平成 25 年 2 月の中央環境審議会の中間答申においては、周辺住民等への情報開示に関し、住民等への説明会等の実施といった更なる自主的な取り組みについて検討する必要があるとされました。さらに、平成 25 年の大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する参議院附帯決議においても、リスクコミュニケーションの増進に向け、先進的かつモデル的な取り組みを進めることについて、適切な措置を講ずべきとされたところです。

これらを受け、環境省では、建築物等の解体等工事の発注者及び自主施工者に向け、解体等工事における石綿飛散防止対策に関するリスクコミュニケーションの基本的な考え方や手順をとりまとめたガイドラインを別添のとおり作成、公表しました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下事業者に対し、当該ガイドラインについて周知し、活用していただくようお願いします。

(問い合わせ先)

環境省水・大気環境局大気環境課
排出基準係

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

FAX : 03-3580-7173

E-mail : kanri-kankyo@env. go. jp